

マンション等安心居住推進事業

1. 目的

良質な分譲マンションのストックの形成を促進するため、マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象に支援を行うとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進する。

2. 内容

(1) 管理組合等の取組みの支援に係る事業

①補助対象

円滑な維持管理・再生に関する課題の特性に応じて、以下の4タイプのマンションを対象

- ・管理の適正化を図るマンション
- ・第三者管理方式に取り組むマンション
- ・老朽マンション
- ・団地型マンション

②事業主体

- ・マンション管理組合
- ・マンション管理組合の活動を支援する法人

③補助率

- 1) 経済的負担能力が脆弱であるマンション
 - ・300万円までは定額補助
 - ・300万円を超える費用分については1/2補助
- 2) 1) 以外のマンション
 - ・すべて1/2補助

④限度額

1マンション当たり500万円/年

(2) 相談体制の整備等に係る事業

①補助対象

維持管理・再生に関する地域レベルの相談体制の整備や、専門家のスキルアップのための人材育成研修等を行う費用

②事業主体

マンション管理組合の活動を支援する法人

③補助率

10/10補助

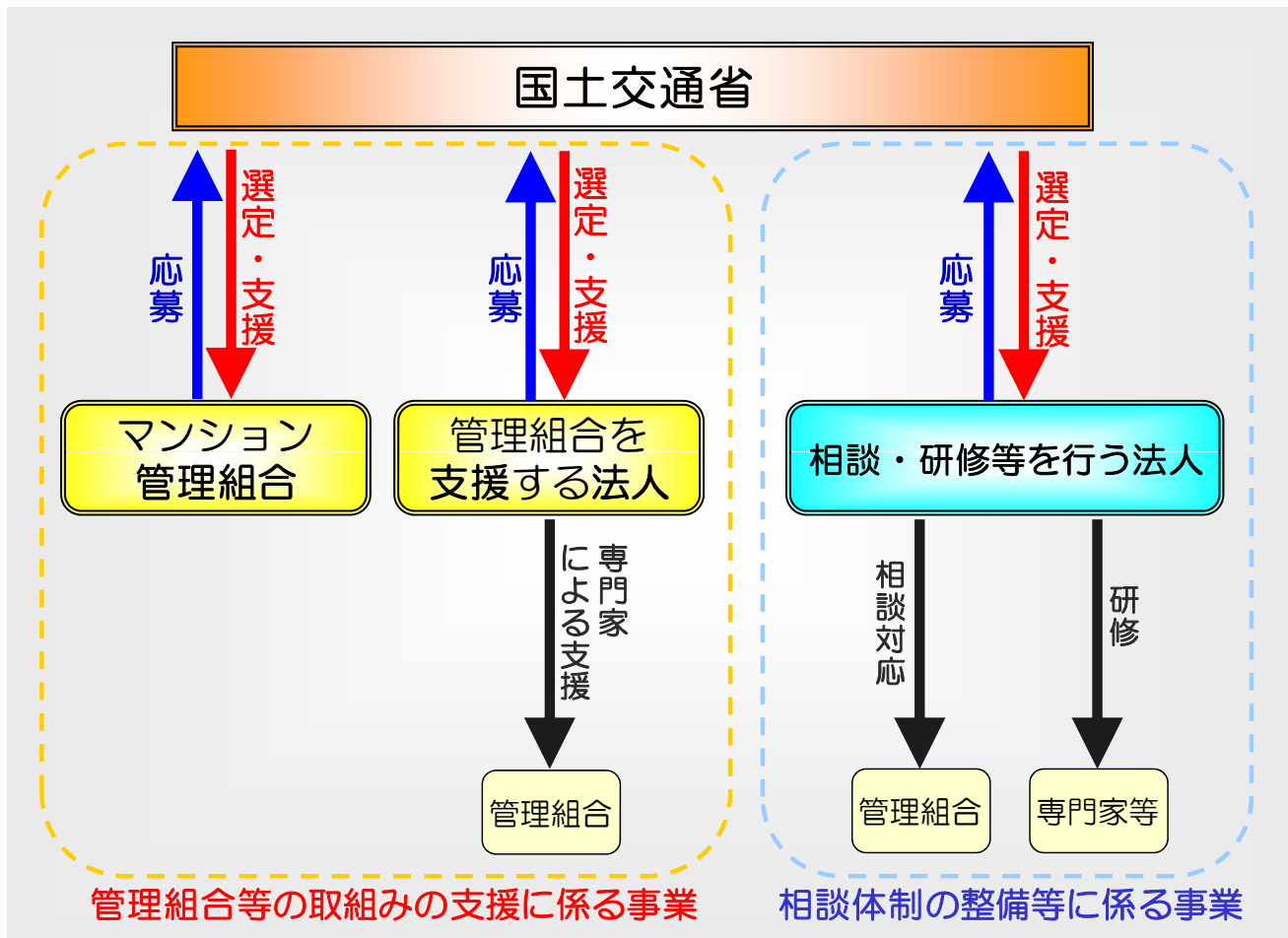


マンション等安心居住推進事業の概要

事業全体の詳細・応募手続きについては、国土交通省ホームページにて公表している募集要領をご参照下さい。

HPアドレス：<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/manmodelsyousai22.htm>

I. 実施体制概要図



II. 管理組合等の取組みの支援に係る事業の補助の対象となる経費

課題解決方策の検討に係る、調査、診断、計画作成に係る経費

(例) エレベーター設置のための調査・検討経費

長期修繕計画を見直すための調査・診断経費 等

※ 工事費 (エレベーター設置費用、修繕工事費用等) 等は対象となりません。

III. 管理組合等の取組みの支援に係る事業の補助率

	対象地域	補助率	限度額 (国費)
			1マンション当たり
マンション等安心居住推進事業 (管理組合等の取組みの支援に係る事業)	全国	・50%補助	500万円
経済的負担能力が脆弱*である マンション		・300万円までは定額補助 ・300万円超は50%補助	

*脆弱基準の詳細については、募集要領7ページ等をご参照下さい。